

2020年5月25日

お客様各位

北海道エア・ウォーター(株)
道央エア・ウォーター(株)
道北エア・ウォーター(株)
オホーツク・エア・ウォーター(株)
道東エア・ウォーター(株)
道南エア・ウォーター(株)

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえたガス料金等の特別措置について

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業等により、一時的にガス料金等の支払いが困難になるお客様に対して、経済産業省より「電気・ガス料金の支払期限猶予措置等」を受けております。この要請を受け、当社は下記の通り特別措置を実施することといたしましたので、お知らせいたします。

1. 特別措置適用対象

- ①新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、北海道社会福祉協議会から特例貸付を受けている、または申請途中のお客様であって、一時的に料金の支払いが困難であり、当社に特別措置適用の申し出をされたお客様
- ②新型コロナウイルスの感染症の影響により一時的にガス料金等の支払いが困難であると当社が判断したお客様

2. 特別措置の内容

2020年3月、4月、5月および6月請求の各月料金の支払期限を原則として各々1ヶ月延長いたします。

3. 特別措置の申込方法

特別措置の適用をご希望されるお客様は、当社コールセンターまでお電話にてお申込みください。

コールセンター：011-859-8600（24時間/年中無休）

以上